

# 岐阜県公報

第二千九百三十九号  
平成三十年四月十七日

(火曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 二二七

### 公示

大規模小売店舗の変更に係る届出に関する件

(商業・金融課) 二二八

土地改良区役員の退任及び就任

(下呂農林事務所) 二二九

基本測量の終了

(用地課) 二三〇

公共測量の終了

(同) 二三〇

## 告示

岐阜県告示第二百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町河岐字永引二五〇の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年四月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トヨタオートモールクリエイト

三 建物の名称及び所在地

カラフルタウン岐阜

岐阜市柳津町丸野三 三 六 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫 外六十六者

東京都世田谷区二 三 一 八

(変更後) 株式会社キヤメル珈琲 代表取締役 尾田 信夫 外六十七者

東京都世田谷区二 三 一 八

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年四月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社主婦の店土岐店

三 建物の名称及び所在地

主婦の店サンマート土岐口店

土岐市土岐津町土岐口字砂畑一七八〇番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社サンマート 代表取締役 土本 勇夫

土岐市泉町久尻三八 四 外二者

(変更後) 株式会社主婦の店土岐店 代表取締役 土本 大

土岐市泉町久尻四〇番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成三十年四月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成三十年四月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社主婦の店土岐店

三 建物の名称及び所在地

主婦の店サンマート土岐口店

土岐市土岐津町土岐口字砂畑一七八〇番地一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一〇二台 (八三台、一九台)

(変更後) 一〇二台 (四七台、二九台、二六台)

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 一四台

(変更後) 一四台 (七台、七台)

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 株式会社主婦の店土岐店 二十四時間

(変更後) 株式会社主婦の店土岐店 午前九時～午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 二十四時間

午前九時三十分～午後十時

(変更後) 午前八時三十分～午後九時三十分

午前九時～午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 四箇所

(変更後) 五箇所

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所
土岐区	平成三十年四月	理事	中川元宏	下呂市萩原町羽根	一二六一番地
萩原町羽根	平成三十年四月	理事	今井新一郎	同	二二五四番地四
根土地改良区	平成三十年四月	同	桂川幾郎	同	二三〇九番地一
良区	平成三十年四月	同	桂川博征	同	六五番地
		同	兼山眞源	同	三〇一番地
		同	桂川幸三	同	七六〇番地一
		同	桂川充	同	九六一番地一
		同	西田孝之	同	九八七番地
		同	熊崎光夫	同	一五七六番地一
		同	二村金吾	同	二三〇〇番地
		同	桂川覚	同	二二三二五番地
		同	二村公雄	同	二二三番地三

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
萩原町羽根地区	平成三〇・四・一	理事	中川元宏	一 二六 一番地
同	同	同	今井新一郎	二 五 四 番地
同	同	同	桂川幾郎	二 三 〇 九 番地
同	同	同	都竹基己	一 五 九 番地
同	同	同	都竹雅之	五 二 一 番地
同	同	同	都竹由孝	八 二 四 番地
同	同	同	桂川充	九 六 一 番地
同	同	同	西田孝之	九 八 七 番地
同	同	同	熊崎光夫	一 五 七 六 番地
同	同	同	桂川博義	二 三 六 六 番地
同	同	同	桂川覚	二 三 三 五 番地
同	同	同	二村公雄	二 二 一 三 番地

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

三 作業期間

平成二十九年四月一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域  
岐阜県内

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十九年八月二十九日から  
平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

中津川市、下呂市及び高山市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県知事

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業期間

平成二十九年七月十三日から

平成三十年三月十九日まで

四 作業地域

高山市及び飛騨市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により高山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

高山市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影及び数値地形図データ更新）

三 作業期間

平成二十九年五月十五日から

平成三十年三月九日まで

四 作業地域

高山市

平成三十年四月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
一  
岐阜文芸社